

令和4年 第24回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和4年6月18日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開会	令和4年6月23日 午後 6時30分							
	閉会	令和4年6月23日 午後 7時30分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名								
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	奈良 和人	13番 委員	佐藤 貴彦			
	2番 委員	小野寺 孔	8番 委員	木口 幸弘	14番 委員	下川部 和宏			
	3番 委員	西口 智章	9番 委員	佐藤 龍也					
	4番 委員	佐藤 美登子	10番 委員	由利 昭人					
	5番 委員	木村 卓也	11番 委員	齋藤 和博					
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	吉田 藍					
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係長 石井 淳平 総務係 谷口 方基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 _____ 5番 _____ 12番 _____								

事務局長	それではこれより、第 24 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	<p>総会出席ありがとうございます。先週、札幌で農業者年金総会、農業会議総会ということで、年金総会は、私と木村卓也委員、奈良和人委員で出席してまいりました。農業者年金は私が松山の理事として選任されました。農業会議は多田会長が勇退され、新たに副会長の帯広の山谷会長が選任されました。札幌から帰ってきましてらとんでもない雨で、40mm から 50mm という雨が降ったということです。良い雨だったとは思いますが、また 2～3 日雨のため圃場に入れないような状況になるようです。雨が多いのがちょっと心配しています。肥料の高騰が進んでおり、倍の価格になるということで、農家には困った問題となっています。補助金等で 1 割補助するというような話になっているようですが、1 割では話にならず、微々たるもの、雀の涙というものです。農家は農作物の値段を自分で決められるならよいのですが、そうではないので経費が上がった分農家が困るということになります。農家にとってはこれから厳しい年になると思いますが、なんとか生き残ってやっていきたいと思っています。さっそく総会に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、5 番木村卓也委員、12 番吉田藍委員、お願いします。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第 1 号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。</p> <p>1 番 ○○○○代表取締役○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。</p> <p>2 番 ○○○○代表取締役○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	<p>それでは承認します。</p> <p>続いて報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、1 番に奈良委員にかかる案件がありますので、奈良委員、退席をお願いいたします。 (奈良委員退席)</p>
事務局	<p>それでは事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第 2 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。</p>

	<p>1 番 貸主は札幌市中央区の〇〇〇〇さん、借主は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇ほか4筆、地目は公簿原野ともに記載のとおり、合計面積は 62,671 m²、契約期間は令和元年8月13日から令和11年6月26日までの10年間、中間管理事業による賃貸借を法人設立に伴う名義変更のために解約するものです。</p>
会長	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは報告どおり承認します。
事務局	<p>続いて報告第3号、農用地利用集積計画の変更について、事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第3号、農用地利用集積計画の変更について、下記農地について、農用地利用集積計画の変更に係る三者協議を行い、計画変更を行ったので報告します。</p> <p>1 番 貸主は当路〇〇の〇〇〇〇さん、借主は当路〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は当路〇〇ほか7筆、地目は公簿原野ともに記載のとおり、合計面積は 44,848 m²、契約期間は令和2年1月29日から令和7年1月28日までの5年間、変更事項は借賃 10a あたり 17,000 円を 10a あたり 5,000 円に変更するものです。水田活用の直接支払い交付金減額に伴う借賃の変更です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありますか。
会長	価格の変更が半分以下になるということで、少し極端だと思う。
吉田委員	<p>12 番。半分以下なのだが、全部牧草でものすごくぬかるところで、石をたくさん投入したところ。牧草しか植えられない土地なので、〇〇〇〇さんが言うのはわかる。〇〇〇〇さんは最初から今回の件はよく思っていなかった。たとえば、今貰っている 35,000 円に対して 17,000 円というのはわかるが、17,500 円ぐらいは更新でももらえるならその半分ぐらいが常識的と思っています。しかし、〇〇〇〇さんは機械入れることで機械のダメージがあることなどを述べて、なんとか 5,000 円にしてくれということでした。〇〇〇〇さんも納得できなくて、買ってくれと言ったが今度は買えないということとなった。交付金の関係で二転三転して、借りてくれる人もいないので 5,000 円で何年か様子をみて、水田活用交付金に代わるものが出てくることを期待しつつ、条件を飲んだということです。</p>
会長	かなり悪い土地なのですか。
吉田委員	<p>かなり悪くて、くれると言われても欲しくないような農地です。〇〇〇〇さんは牧草だからなんとかやっつけていけるような土地です。徐礫とか手入れができればよかったのだが、ずっと牧草で更新してきたのでそういうこともできなかったようです。貸主さんは納得していません。</p>
会長	という地元農業委員の説明でした。
下川部委員	14 番。三者協議というのは貸し手と借り手ともう一人は誰ですか。
事務局	農業委員会ではなく、町です。集積計画は厚沢部町長が農業委員会の意見を聞いて公

	告という手続きをとるので、変更協議も厚沢部町長が行うこととなります。
木村委員	5番。これは令和7年を期限としていますが、その先、交付金などが新たに手当てされた場合は戻す考えもあるのでしょうか。
吉田委員	12番。それは貸主も見ているので、たとえば更新の年には17,000円でもよいのではないかと思っているようです。令和7年のときにはまた話し合いをするとは言っていました。お母さんと息子さんの二人で、息子さんも就農する予定はないので本当は買ってほしいと思っています。
事務局	もともと、種代を負担してほしいという話もあったと聞いていますが、それは営農の範疇なので借り手が負担すべきものとして、土地代は土地代としてもらうべきだという話になったと思います。
吉田委員	やはり土地が悪いです。周りの農地は徐礫をやったり暗渠を入れたりしているが、そこだけはそのままでの条件が悪いです。
会長	この件はよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、報告通り承認します。
	続いて議案第1号、現況証明書の交付についてですが、2番に奈良委員の案件がありますので事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 2番 土地の所在は旭丘〇〇ほか1筆、地目は公簿畑、合計面積は2,811㎡、利用状況は20年以上農地として使用していない、出願理由は現況地目変更のため必要、調査員は記載の3名です。所有者、申請者ともに鶉町〇〇の〇〇〇〇さんです。地目変更後は徐礫事業に伴う礫堆積場所として利用する予定です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13番。鶉町の国道直線のオービスあるところから数百メートル木間内方向に進んだところ。雑木やカヤが密生しているため非農地として判断しました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	続いて1番の説明をお願いします。
事務局	1番 土地の所在は美和〇〇、地目は公簿畑、面積は2,420㎡、利用状況は10年以上前より畑として使用していない、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の3名です。所有者、申請者ともに美和〇〇の〇〇〇〇さんです。地目変更後は所有権移転し、土砂採取を行う予定です。

会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6番。美和の〇〇〇〇さんのところに入ってすぐ裏になります。以前、シストセンチュウの発生が確認されたところで、長いこと作付けしていないことは知っていました。草やササが入ってきて、畑で使うことは難しい状況なので非農地と判断しました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、申請どおり許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
	続いて議案第2号農用地利用集積計画による所有権移転について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は函館市石川町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市石川町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか24筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は80,606㎡です。経営移譲に伴う贈与です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明はありますか。
事務局	事務局で直接受けた案件なので補足説明はありません。
会長	函館市の方でも土地が厚沢部町にある場合は、集積計画の申し出は地元農業委員会に提出されます。最近は〇〇〇〇さんに貸している土地です。〇〇〇〇さんは最近はこちらには来ていません。
由利委員	10番。この方は函館市で農業を行っているのですか。
会長	農業経営されています。
木村委員	この方の息子さんは青年部の知合いで、農業者です。
会長	昔は夜中にトラックにトラクターを載せて厚沢部まで走ってきていました。 ほかになければ申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは申請どおり許可します。
委員	続いて議案第3号 農用地利用集積計画による賃貸借についてですが、4番に奈良委員の関係する案件がありますので、奈良委員、退席をお願いします。
会長	(奈良委員退席)
委員	それでは、事務局説明をお願いします。

事務局	<p>議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。</p> <p>4番、譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市中央区北5条西6丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか4筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は62,671㎡、貸借期間は7年間で、対価は10aあたり10,000円です。法人化に伴う名義変更です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
事務局	<p>異議なし。</p> <p>申請どおり許可します。 続いて1番から3番の案件について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか24筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は177,128㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり5,000円です。新規の案件です。</p> <p>2番 当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか10筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は43,419㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり15,000円です。新規の案件です。</p> <p>3番 譲受人は社の山〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか12筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は56,408㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり7,800円です。更新の案件です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。1番と2番の補足説明をお願いします。
西口委員	3番。1番は1年間、2番は3年間という短期間で刻んだ形で契約しています。〇〇〇〇さんの体調不良のため、少し休んで体調が改善したら自分で耕作できるのではないかとということで、短期の賃貸になりました〇〇〇〇さんとしては長く借りたかったようですが、以上のような経緯で短い貸借期間となっています。
佐藤貴委員	13番。〇〇〇〇さんの息子さんが管理をしまして、更新の際に、突如一年にしてくれと言われたようです。仕方なく、とりあえず1年で契約更新したとのことでした。
会長	3番の案件は、私も聞いていました。〇〇〇〇さんもなんとか長い契約期間でお願いしたようですが、地主がどうしても1年間ということでした。理由はよくわからないそうです。息子さんは札幌にいる方で農家のこともよくわからずと思われる。毎年契約更新しようということのようです。
斉藤委員	11番。1番の案件について、地主の〇〇〇〇さんは私も最近は全然会うことがない。家にこもってしまっているようだ。〇〇〇〇さんとはかろうじてやり取りがあるようだ。
会長	体調が回復してまた農業ができるようになれば良いと思います。 ということでほかに質問や意見はありませんか。

委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	申請どおり許可します。
事務局	次に承認第1号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局の説明をお願いします。 承認第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、農業委員会法第37条の規定により、別紙により令和3年度の点検評価を行いましたので、承認願います。なお、点検評価については町ホームページで公開するほか、全国農業会議所ホームページにて公開されます。 添付資料30ページから説明します。30ページ上段は農林業センサスに基づいて記入するものなので、これは変わりません。31ページの担い手の農地集積面積は3,226haで、集積率は81.67%です。令和3年度の集積目標3,358haに対して集積実績3,226haで達成率は96.07%です。目標の達成に向けた活動と活動に対する評価についてはお読み取りください。 32ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、新規就農の取り組みとして、令和3年度は1経営体で、達成率は100%となります。 33ページ遊休農地の関する措置に関する評価については、管内農地面積3,950haのうち遊休農地面積は2.3ha、比率は0.06%です。令和3年度の解消実績は0haでした。 34ページ違反転用については、違反転用の実態はありませんでした。 35ページ農地法等によりその権限委属されて事務に関する点検については、3条許可は5件の申請があり、いずれも許可しております。農地転用は3件の申請があり、いずれも許可しております。農地所有適格法人からの報告は8法人中8法人から報告を受けています。情報等の提供は集積計画等の貸借実績44件、権利移動件数90件となっております。農地台帳については随時更新を行い、最新化に努めております。
会長	何か聞きたいことはありますか。
委員	ありません。
会長	なければ、承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認第1号について承認いたします。 以上で予定の議案は終了です。ほかにありますか。
事務局	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農業委員会は「関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」とされています。 当町における最適化推進施策の課題としては、人・農地関連施策に基づく目標地図の作成や水田活用の直接支払い交付金の厳格化に伴う農地取引価格の下落や集積率の停滞などが考えられますが、今後の意見書提出を見据え、ご意見をお伺いします。 提出時期としては、11月総会でご意見をいただき、その後町長へ提出することになるかと思えます。課題と思われることがありましたら、ご意見をお願いします。
会長	以前は建議ということで強い性質のもだったが、今は意見書ということで法的には弱められたと思っています。建議は何らかのアクションが求められますが、意見書の

	<p>場合は具体的なアクションが求められません。今年から水田活用の直接支払い交付金が縮小された関係で、農業委員会でも意見書を出すかという意見もありましたが、檜山農業委員会連合会全体でとりまとめをする方向で投げかけていたが、それっきりになってしまいました。いろいろ難しいこともあるようです。厚沢部の議会では国に対して意見書を提出しています。</p>
事務局	<p>水田活用の交付金は、国も7月いっぱい課題を集約していくようなので、これに関する要望についてはその後精査していく必要があると思います。</p>
木村委員	<p>5番、建議や意見書でいままで予算がつけられたことはありますか。</p>
事務局	<p>継続して要望していることについては、予算を減らさないように確保されているということだと思います。</p>
会長	<p>町に取り組んでもらいたいということがあれば、委員のみなさんからも意見をいただきたい。</p>
木村委員	<p>5番、なぜ、建議から意見書へ変わって弱められてしまったのですか。</p>
事務局	<p>農業委員化法改正で、選挙から推薦に変わったことで、権限が弱められた印象があります。農業委員会は農地集約に専念するべきだという考え方で、建議より弱い意見書に変更されたのだと記憶しています。</p>
会長	<p>この件はこれでよろしければ、ほかにありますか。</p>
事務局	<p>人・農地関連施策の見直しに伴い、地域での将来の農業のあり方を協議し、10年後の農地の使い方を定めた目標地図の作成を行うべく準備をしているところです。協議の中では、当該区域における農業上の利用が行われる区域と保全等を行う区域の整理を行う必要があります。そうした地域での話し合いに向けた準備の一環として、遊休農地や非農地化している農地の所在を把握するため、事務局で調査を進めていきたいと考えています。7月から8月にかけて、区域を決めて農地の状態を把握していきたいと思います。仮に遊休農地等が発見された場合には、10月実施予定の農地パトロールにおいて、確認をいただくこともあるかと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
事務局	<p>次回総会についてお諮りします。 事務局からは7月28日(木)を第1希望、第2希望を27日又は29日で提案いたします。時間は18時30分からとします。</p>
委員	<p>7月28日です承します。</p> <p>他になければ第24回農業委員会総会を閉会します。</p> <p>～了～</p>